

福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画 中洲中島町地区地区計画を次のように変更する。

名 称	中洲中島町地区地区計画
位 置	福岡市博多区中洲中島町の一部
面 積	約 0.7 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 当地区は、地下鉄1号線と2号線の乗換駅である「中洲川端駅」から北に300mに位置する業務系施設の集積地であり、那珂川と博多川に挟まれ、「中島公園」に隣接した水と緑に恵まれた環境の地区である。 今後、都心部では更に業務施設等の需要が見込まれることから、当地区には業務・宿泊施設からなる複合建築物の開発計画が予定されている。 このため、当地区の特性である河川空間や隣接する「那珂川河畔プロムナード」と調和した、緑とうるおいのある宿泊・業務施設地区を形成することを目標とする。
	土地利用の方針 都心に位置する立地特性を生かし、良好な建築物の立地誘導を図る。
	地区施設の整備の方針 周辺区画道路沿いに、壁面の位置の制限による歩行者用通路を配置するとともに、地区内の広場と那珂川河畔プロムナードとを一体的なゆとり空間として整備を図る。
	建築物等の整備の方針 公共空間である道路と私的空間である建築物の敷地とが有機的に調和した良好な街区を形成するため、建築物等の壁面の位置の制限を定める。 また、リバーフロントにふさわしい景観づくりを図るため、建築物等の用途並びに形態又は意匠の制限を定める。

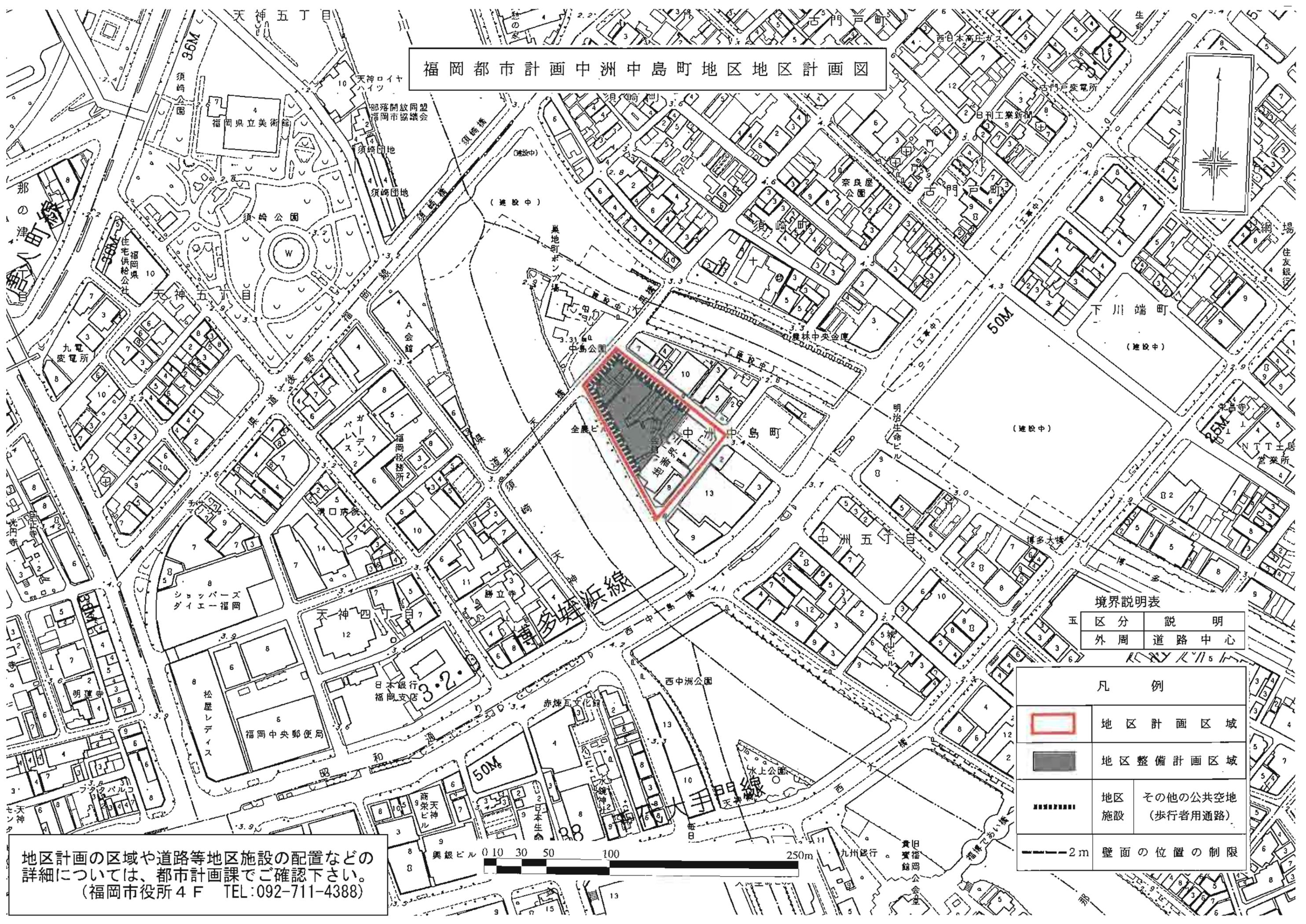
地区整備計画	面 積		約 0.4 ha			
	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	名 称	幅 員	延 長	摘 要
			歩行者用通路	2 m	約 180 m	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物 2) 建築基準法別表第二(へ)項第二号に掲げる工場 3) 建築基準法別表第二(と)項第三号に掲げる工場				
	壁面の位置の制限	各区画道路との境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に附属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、2mとする。				
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の外観・色彩は、原色を避けるなど、周辺環境に配慮した意匠とする。 また、高架水槽、クーリングタワー等の屋上に設置する施設については、露出面積を少なくする等都市景観に配慮するものとする。				

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画 中洲中島町地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
五	外周
	道路中心

凡例

	地区計画区域
	地区整備計画区域
	地区施設 その他の公共空地 (歩行者用通路)
	2m 壁面の位置の制限

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)

